

平成 29 年 2 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

平成 29 年 2 月 7 日

富士山南東消防組合議会

平成29年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合への加入について）	4
○議第 1号 平成29年度富士山南東消防組合会計予算案	5
○議第 2号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案	13
○議第 3号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例案	13
○議第 4号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例案	13
○議第 5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例案	13
○議第 6号 富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例案	13
○議第 7号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案	19
○議第 8号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	20
○発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案	20
○一般質問	21
○閉会の挨拶	29
○閉会の宣告	30
○署名議員	30

平成29年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

平成29年2月7日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 4 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合への加入について）
- 日程第 5 議第 1号 平成29年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案
- 日程第 7 議第 3号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例案
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案
- 日程第12 議第 8号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案
- 日程第14 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 4 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町村総合事務組合への加入について）
- 日程第 5 議第 1号 平成29年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案
- 日程第 7 議第 3号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例案
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に

関する条例を廃止する条例案

日程第12 議第 8号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

日程第13 発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案

日程第14 一般質問

出席議員（10名）

1番	堀江和雄君	2番	松田吉嗣君
3番	柏木豊君	4番	土屋誠君
5番	石渡光一君	6番	土屋俊博君
7番	下山一美君	8番	佐野利安君
9番	勝又明君	10番	杉本和男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 長 三 島 市 長	豊岡武士君	副 管 理 者 長 裾 野 市 長	高村謙二君
長 泉 町 副 町 長	池田修君	副 管 理 者 長 三 島 市 副 市 長	中村正藏君
消 防 長	齋藤忍君	消 防 次 長	古地正実君
参 事 兼 長 長 泉 消 防 署 長	鈴木慎二君	三 島 消 防 署 長	古木稔君
裾 野 消 防 署 長	西島弘己君	総 務 課 長	風間光明君
予 防 課 長	小島逸喜君	警 防 救 急 課 長	服部健二君
通 信 指 令 課 長	鈴木修一君	総 務 課 副 参 事	一之瀬徳博君

議会事務担当職員

書 記 長	羽田浩二君	書 記	阿部吏司君
書 記	・ 瀬正晃君		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋俊博君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより平成29年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（土屋俊博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（土屋俊博君） 地方自治法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（土屋俊博君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、4番 土屋 誠君、7番 下山一美君の両君を指名いたします。

◎報第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告についての報告を行います。
本件について、当局から報告を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました報第1号の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

これは昨年10月26日午前10時30分ごろ、三島消防署錦田分遣所の職員が分遣所管内の耐震貯水槽の水の入れ替え作業を終え、業務連絡のため三島消防署に向かおうと消防車を発進させたところ、事故発生場所の交差点内に設置されていたカーブミラーに当該消防車の右側上部にある荷台手すり先端が接触し、損傷を与えたものであります。この事故につきましては、カーブミラーの修理に要した費用11万3,400円、全額当組合が負担することで示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法180条第1項の規定により専決処分いたしましたものでございます。

以上で報告を終わりますが、いずれの場合もその損害賠償は保険により対応させていただきましたので、あわせて御報告いたします。

○議長（土屋俊博君） 報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑につきましては、1回の発言につき概ね3分を目途とすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

◎承第1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合への加入について）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第4 承第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました承第1号につきまして、提案の要旨を申し上げます。

これは地方自治法第286条第1項の規定により、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務及び地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害に関する事務を共同処理するため、静岡県市町総合事務組合へ加入することについて、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、本議会においての承認を求めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第1号 専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第1号は報告どおり承認されました。

◎議第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第5 議第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計予算案について、提案の要旨を申し上げます。

組合予算の総額を29億1,000万円としようとするものであります。

その主な内容といたしましては、まず議会費では、議員の皆様の報酬及び議会運営に係る経費に合わせて116万1,000円を計上しようとするものであります。

総務費では、総務管理費で、管理者及び副管理者の給料、各種審査会等の報酬、事務系コンピューターの維持管理経費、そのほか人事給与システム及び例規データベースシステムの使用料、消防職員の被服、消防職員の退職手当に係る負担金、人事管理、財務管理等の事務費に要する経

費といたしまして、合わせて2億468万9,000円を、監査委員費で、監査委員の報酬及び監査に係る事務費といたしまして、合わせて11万円をそれぞれ計上しようとするものであります。

次に、消防費では、常備消防費で、消防職員の人件費、各市町から派遣される事務職員の人件費負担金のほか、消防本部、消防署、分遣所、消防指令センターの運営費など、合わせて23億2,916万5,000円を、消防施設費では、平成27年12月に策定された広域消防運営計画に基づき整備されるはしご車の購入に要する経費及び新施設整備に要する用地取得費といたしまして、3億5,911万9,000円を計上しようとするものであります。

次に、公債費では、平成28年度に借り入れた地方債に係る利子及び組合の資金に不足が見込まれる場合に、金融機関等から融資を受けるための一時借入金利子として、合わせて135万6,000円を計上しようとするものであります。

また、不測の事態に対応するための経費といたしまして、1,440万円を予備費として計上しようとするものであります。

以上の歳出に要する財源といたしましては、構成市町からの負担金を24億9,405万2,000円計上しており、負担金の割合と負担額は、三島市が47.52%で11億8,517万4,000円、裾野市が30.76%で7億6,717万円、長泉町が21.72%で5億4,170万8,000円となっております。

次に、手数料では、危険物関係の事務手数料といたしまして413万円を、県支出金では、消防救急業務用資機材購入などが補助対象となる一部事務組合など、防災力充実強化総合支援事業費補助金といたしまして1,683万9,000円を、雑収入では、新東名高速道路等への救急業務に対する中日本高速道路株式会社からの高速自動車国道救急業務支弁金510万7,000円を、組合から各市町や静岡県消防防災航空隊に派遣した職員の人件費負担金3,912万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、組合債では、はしご車、新施設整備に要する用地に充てる地方債といたしまして、3億4,880万円を計上しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 通告を2点してございますので、よろしくお願いをいたします。

1点目は、前回の議会で一般質問いたしました市町の職員の退職手当の負担金に関する件で、三島市の職員の未加入分の負担金についての協議結果について、どのような措置になったのか伺います。

それから、2点目は、40ページの2款1項1目13節に係る部分の人事評価の委託の内容についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） それでは、柏木議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目につきまして、市町職員退職手当事務組合負担金で、三島市職員の未加入分の負担金についての協議結果はについてでございます。これにつきましては、構成市町と消防組合におきまず富士山南東消防組合連絡調整会議において協議し、経費の支弁に関する協議が調いました。その協議の中で、三島市職員の未加入に係る負担についても合意をいたしているところでございます。内容につきましては、静岡県市町総合事務組合退職手当条例及び静岡県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償条例に基づき、構成市町の負担により、消防組合が静岡県市町総合事務組合に負担金としてお支払いすることとなります。

市町が負担する負担金の割合は、原則富士山南東消防組規約第15条第2項の規約に基づいた負担割合といたしますが、早期退職者の場合や同組合への加入の通算期間により、特別負担金が発生してまいります。そのうち、加入通算期間については、裾野市及び長泉町は、従前の加入期間が通算されますが、三島市は平成29年4月からの加入となることから、加入期間に係る特別負担金が発生してまいります。また、その期間は、現在在職する全ての職員が退職するまで続くこととなります。三島市が同組合に加入していなかったことにより生じる特別負担金は、三島市の事由によるものでありますことから、その負担金につきましては、三島市が負担することで合意を至っているところでございます。この協議につきましては、静岡県市町総合事務組合に係る経費の支弁に関する協議書といたしまして、消防組合及び構成市町において締結することとしております。

次に、人事評価の委託内容についての御質問でございます。現在、職員は構成市町から消防組合への派遣としてまいりましたことから、人事評価制度につきましても、構成市町の制度に基づいて、それぞれが行ってまいりました。しかし、平成29年度からは消防組合が一つとなり、統一した制度として行っていかなければなりません。現在、消防組合におきましては、統一された制度が構築されていないことから、整備構築するために業務委託を行おうとするものでございます。委託内容につきましては、構築するための検討会の開催と運営及び職員への研修、制度の要綱の策定業務、制度の施行までを委託することとしております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） ただいまの人事評価の関係については、そうしますと、今年度の中で人事の、要するに評価というか、昇格・昇任等にかかわる部分というのはどんなふうに措置をされるようになるのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 柏木議員の御質問にお答えいたします。

消防組合といたしましては、昇任・昇格制度につきましては、現在、試験制度も含めまして、統一されたものが正直ございませんので、それらにつきましても、試験制度も含め統一するよう検討してまいりたいと考えております。

また、人事評価制度につきましても、上半期にある程度制度を、要綱等を作成いたしまして、

10月からの施行に向けての準備を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。

下山一美君。

○議員（下山一美君） 29年度の予算案について3点お尋ねをしたいと思います。

最初は、常備消防の人員費についてです。昨年の3月の臨時会では、消防力の整備指針に対して、本消防組合の職員の充足率が69.2%であることが明らかになりました。私はそこで、本格的に職員の増員に取り組むべきだという趣旨の発言をいたしました。本平成29年度の予算案における職員数の変動について、まず最初にお尋ねしたいと思います。

2つ目に、消防施設の整備事業についてですが、今回は用地買収費が主なんです。改めて、新たな消防施設の位置について、調査、検討の現状についてお尋ねをいたします。

3つ目には、組合債の発行についてです。予算案では、消防施設の整備事業費及び消防車両整備事業費の2種類の組合債が予定されていますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法、借入先などについて伺います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） ただいま下山議員より3点ばかり御質問いただきました。そのうち、私からは新年度の人員の変動などについてお答えさせていただきます。

平成29年度富士山南東消防組合会計予算のうち、人員費に係る人員の変動でございますが、現在、消防組合は、消防吏員242名と市町から派遣されている事務職員5名の247名で構成しております。平成27年度消防吏員でありました職員5名の者が市町に在籍したまま消防団事務に携わっております。また、平成26年3月から、静岡県消防防災航空隊へ三島市消防本部から1名派遣しておりますので、派遣の派遣とならないよう、平成28年度は三島市職員として派遣しているところでございます。平成29年度におきましては、250名の人員費を計上いたしておりますが、その内訳といたしましては、市町から消防組合へと身分替えする消防吏員、今年度同様に市町からの派遣職員に退職者の補充及び今後の関係機関への派遣職員となります。人員的には、消防吏員245名、事務職員5名でございます。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 続きまして、消防施設整備事業の用地買収費に伴う新たな消防施設の位置などについての御質問でございます。

新消防署候補地の選定につきましては、広域消防運営計画に基づき、現在、消防本部と構成市町におきまして、協議を進めておるところでございます。消防本部として必要と考えられる施設等を提示させていただくとともに、その施設を建設していく上で必要となる面積を考慮する中で、適正と思われる候補地を市町より御提案いただき、市町境に8カ所の候補地につきまして協議を進めているところでございます。この新たな署所につきましては、構成市町にとりまして、広域化の効果をさらに向上するよう市町境に建設を目指すもので、管轄範囲も2市1町をまたいだ地

区を管轄することになりますことから、それにふさわしい消防力の配置を目指すものでございます。先般の議員協議会で御説明申し上げましたが、地権者の意向もございまして、消防としての必要要件及び考慮すべき事項に基づきまして、早期に選定してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

引き続き下山議員からの組合債の起債発行の基準などについての御質問でございます。

地方債を起こす際には、毎年度予算において起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定め、この範囲内で借入されることとなります。この起債につきましては、予算書案の12ページのほうに記載をしておりますけれども、また、毎年度、元利償還金や地方債残高は各市町の実質公債費比率や将来負担比率に影響しますので、各市町の財政担当課とも連絡を取り合う中で、必要最小限の起債でとどめていくこととなります。また、起債の方法につきましては、公的資金や銀行等からの借り入れを想定し、より利率の低い借入先を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ただいまの報告ですと、平成29年度新年度予算において、実質的に3名の増員ということになるのでしょうか。現在242名が245名というふうにお答えを伺ったんですが、もちろん実態としては退職者及び新規採用ということがあって、結果的に3名の増員というふうに受けとめますけれども。私は、昨年9月の定例会で、これも消防力の整備指針の中で位置づけられている指揮隊について、法的な義務はないけれども、必要性があるということの認識を当局と一致させていただきました。現在のところ、三島、裾野、長泉、いずれも未設置であるという御答弁もあったんですが、実際に指揮隊を設置する場合には、指揮隊車両1台につき3人乗車としても、18人から27人程度が必要だという御答弁もありました。

新年度の予算案では、実質的に3名増ということで、とてもこの人数には到達しません。これでは、現場活動上の安全管理の確保、円滑、効果的な消防活動を進める上で必要な指揮隊の設置は困難と言わざるを得ません。改めて指揮隊設置に向けた努力をすべきだと思いますが、新年度において、限られた人員の中で将来的な指揮隊の設置に向けての努力、どのようにされるのか確認したいと思います。

2つ目に、消防施設の整備事業についてですが、早期の選定ということで、適切な候補地を選んで徹底していただきたいんですが、私は三島出身ということで、特に北上分遣所の北分遣所への統合によって、北上地域及び伊豆佐野地域の消防力の空白化を懸念するところです。地域住民からも同様の声が上がっておりました。北上分遣所統合以降、元北上分遣所が管轄していた地域での火災の発生件数とか常備消防の消防車両の到達時間等について把握されていると思いますので、御答弁願いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） それでは、私からは、指揮隊設置に伴います人員増への取り組みについてお答えさせていただきます。例えば指揮隊を1隊増隊するためには、常時3名の職員が必要となり、当直体制を2部制とした場合、交代で週休日を設けますので、1当務5名、両部合わせまして10名の職員が必要となります。今後組織内の体制について、より効果的、効率的な体制を検討してまいります。職員増員にあつては、構成各市町の御理解をいただいた上で計画してまいりますと考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 引き続き下山議員の御質問にお答えさせていただきます。

北上地区の地域における火災の発生状況等についてでございます。北上地区に限らず、適正場所の選定要因といたしまして、全ての市町にとってメリットが生まれる場所であること、比較的消防力の弱い地域の強化となることなどを上げておりますので、お話にありました北上地区につきましても、到着時間、あるいは出動体制について強化されるものと考えております。

火災における出動体制でございますが、広域化前は北分遣所及び三島署からの出動でありましたが、火災においても裾野署、茶畑分遣所、長泉署からの出動もしておりますので、広域化前に比較し強化されているものと考えております。

平成28年4月以降における同地域の火災につきましては2件ございますが、消火活動を行った火災は1件でございます。消防隊は三島署から1隊、北分遣所から2隊、長泉署から1隊、その他に救助隊、救急隊がそれぞれ1隊出動しております。なお、現場到着時間につきましては、最先着隊で5分でございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 今年度以降の、来年度以降も含めて、指揮隊の設置については各市町の理解を得る中で検討されていくということですが、何よりもその必要性を強調しながら、各市町においても理解が得られるような積極的な努力を求めたいと思います。

消防施設の整備事業については、28年度の実態についてお答えをいただきました。到着時間が5分間ということで、北上分遣所があつたとしても、ほぼ同様の時刻で到着できたのではないかと考えていますので、長泉署からの出動もあるということで、広域化の一定の効果がうかがえるのかなという判断をいたします。

しかし、広大な地域ですので、一層の消防力の強化が必要ですが、新たに整備される施設がその地域の消防力をさらに高めるといふ場所にぜひ選定をしていただきたいということを要望して終わります。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、引き続きまして、議第1号 平成29年度の南東消防組合会計予算案について質疑をさせていただきます。

2点伺います。

まず、予算案の14ページのところに、平成29年度は前年度に比べて5億5,000万増となっています。この詳細については、先ほど説明がございました。今後の施設整備の予定と予算の見込みについて伺います。

2点目に、消防の広域化に対する財政措置は、平成29年度予算に具体的にどのようなメリットがあったのかお聞かせ願います。また、今後の財政メリットについて伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 私のほうから、堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成29年度は5億5,000万円の増となるが、今後の施設整備の予定はについての御質問でございます。今年度の消防組合予算には、施設整備事業といたしまして、用地取得費を計上させていただいております。今後の施設整備につきましては、広域消防運営計画に基づき、平成29年度に用地の取得、平成30年度に新たな施設的设计、平成31年度には新たな施設を建設してまいる予定でございます。新たな施設につきましては、延べ床面積といたしまして1,000平方メートル程度を検討しており、用地といたしましては1,500平方メートルを考えておるところでございます。先般の議員協議会で御説明させていただきましたが、今後用地の取得の交渉を進め、住民の安心安全に寄与できる施設整備を計画に沿った形で推進してまいります。平成29年度早期には、議会の皆様に御説明してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、消防広域化に対する財政措置、平成29年度予算に具体的などのようなメリットがあったか、また今後の財政メリットがあるのかについての御質問でございますが、消防広域化に対する財政措置につきましては、広域消防運営計画に基づきます消防署所等の整備には、広域化後10年までの間に整備されたものと、消防用車両等の整備には広域化後5年までの間に整備されたものに対しまして、緊急防災・減災事業債といたしまして、その事業費の100%を起債対象とすることができ、その70%分が後年度の市町の普通交付税の基準財政需要額に算入することができます。平成29年度予算案においては、新たな署所整備に係る用地取得費及びはしご車の整備費につきまして、この財政支援を受けられますよう対応していくものであります。

先ほど述べさせていただきましたが、消防署所の整備には、広域化後の10年までの間の整備されたもの、消防用車両等は広域化後5年までの間に整備されたものとございますので、今後も財政支援が行われますようその都度対応してまいります。今後は、中郷分遣所の整備に要する事業費や32年度までの間に整備を計画しております消防用車両等に要する事業費、こちらも財政措置の対象に向けて鋭意努めていくところでございます。したがって、構成市町にとりましては、メリットがあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。

今お伺いをしましたのは、この昨年広域化がスタートしました。昨年、今年度は平成29年度、実

質的な、職員の方も組合に移ってスタートというふうに理解をします。この一昨年、平成27年12月に消防広域化運営計画をいただきました。その中に財政計画がございます。この財政計画の中を見ると、昨年の23億6,000万円は、この計画よりも1億円増、そして今年の29年度に関しては、この計画にプラス5億8,000万円プラスとなっています。そういう意味では、この計画の当初から、この財政計画については大きく上振れをしているということが上げられます。

先ほどの広域によって新しく新署所の土地を取得する、それからはしご車の取得、これがメリットとして組合債100%を充当できる、こういったお話もございましたが、この財政計画については、この各市町の皆さんが安心をして、この計画で任せられる、こういったものとなるものというふうに理解をします。そういう意味では、この財政計画、もう一度新たに細かく作り直す必要がある、このように考えますが、見解を伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいまの堀江議員の財政計画を見直ししないといけないと思うがについての御質問でございます。広域消防運営計画における財政計画には、車両の整備に係る経費は盛り込まれておりますが、施設整備につきましては、市町の負担割合を別途協議して定めることとされており、その負担率が決められておりませんでしたので、施設整備に係る経費は、計画には計上されておられません。今後、消防組合といたしましては、構成市町の御意見も取り入れながら、採用計画等を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 検討するのはいいかと思いますが、具体的な財政計画、10年間というところは非常に高額でもあるかと思いますが、直近の5年間に関しては、しっかりと精査をしていただいて、必要なものをここに盛り込む、こういったことを行っただけならばというふうに思います。

もう一つ指摘をさせていただきたいのは、先ほど下山議員からもありました、この事由について、この人件費のところも若干財政計画の中では減少しているというふうな記載がございます。これはそもそも職員の増員、こういったことに対して難しい、こういうふうに判断をしていらっしゃるのか。そういう意味では、議会でも随時この増員について、また各署所の現場の要員が不足している、また乗り換え要員、こういったところの指摘もある中で、広域化によってさまざまな資機材、こういったものが効率的に、より広域化のメリットが出せるような体制にしていくことが一番ではないかというふうに思いますので、その点についてもしっかりとつくって公表していただきたい、このように思います。最後に見解をお願いします。

○議長（土屋俊博君） 当局答弁願います。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） ただいま堀江議員から御要望がございました。当然我々が考えていかなければならないことだと認識をしております。構成市町と御意見をいただきながら、検討してま

いりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。
ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。
質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋俊博君） 起立全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議第2号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案

◎議第3号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例案

◎議第4号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例案

◎議第5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例案

◎議第6号 富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第6 議第2号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案から日程第10 議第6号 富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例案までの5件を一括議題といたします。

5件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第2号から議第6号までの5件の条例案について、一括して提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、議第2号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案についてですが、これは、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第3号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例案についてですが、これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の第2条第1項等の規定に基づき及び同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第4号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例案についてでありま

すが、これは、地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものであります。

次に、議第6号 富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものであります。

以上5件の条例案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、議第2号について質疑をさせていただきます。

今回、職員の方の勤務時間、休暇等に対する条例案について、3点質疑をさせていただきます。

今回規定の介護休暇、介護時間について改正をされた、この1月1日に改正をされた育児・介護休業法との整合性について伺います。

2点目に、介護休暇を認められる場合、認められない場合の基準について伺います。

3点目に、第17条に該当する職員について何名いるのか、この3点を伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） それでは、順次、堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の条例案との整合性についてでございます。今回の育児・介護休業法の主な改正内容は、介護休業取得可能時間の3つの期間に分割して取得できること、介護休業のため、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設けることなどが主な改正点となり、これらは条例に規定しておりますことから、富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案における介護休暇、介護時間の規定と改正された育児・介護休業法との整合性につきましては、整合はとれているものと考えております。

続きまして、2点目の介護休暇を認められる場合、認められない場合の基準は何かについての御質問でございます。まず、富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案の第15条に規定しております要介護者の介護に該当するかどうかによります。当該規定に該当する場合は、公務の運営に支障がないと認められれば介護休暇の取得が認められることとなります。

3点目の第17条に該当する職員はいるかについての御質問でございます。富士山南東消防組合の勤務時間、休暇等に関する条例第17条につきましては、臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等について規定しておりますが、当消防組合では、総務課、警防救急課、予防課、裾野署消防室、長泉署消防室に計8名の臨時職員が在籍しております。

以上となります。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 1点目の整合性についてですが、この今年の1月から改正をされました育児・介護休業法、これが国の法律で、民間の中では最低ラインとして、93日の介護休業、それから育児休業については今まで1回について取得しかできなかったものが3回について分割をして取得できる、こういったものと理解をいたします。それに基づいて今回の条例制定というふうに理解をいたします。そういう意味では、この93日を上回る、地方公務員法の中では6カ月、そういう意味では単純に180日のこの介護休業の上限が設けられたという意味では、ある意味、民間に比べると大きな枠の中で介護休業、介護休暇をとれるというふうに理解をいたします。そういう中で、こういったものもしっかり職員の皆様に周知をしていただきたい、このことがまず1点であります。

また、第17条にあります、この臨時又は非常勤の職員、こういった定義がございます。この介護休業、育児休業については、有期契約労働者、この方も取得できる、こういった要件も今緩和をされてきております。この有期契約労働者というのは、1年間以上そこに通算をして雇用されている、こういった方については、有期契約労働者であっても、育児休業、介護休業を取得できる、こういった法律になっています。こういったものもしっかり職員の皆様に周知をしていただいて、必要なときに必要な取得ができるように配慮をお願いしたいと思います。何よりもこの法律は、介護・育児の休業、介護・育児、こういったことと仕事を両立させる、介護で休むことによって、大切な労働者を離職に追い込まない、こういったことが大きな一つの目的だというふうに伺っていますので、しっかりとここは富士山南東消防本部の職員も人間でありますので、こういったところも配慮していただいて、この休業がとれる体制をしっかりととっていただきたい。そのことについて見解があれば伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 育児休業制度につきましては、今後も富士山南東消防組合職員に鋭意説明するとともに、休業制度が取得できますよう、今後とも努めていく次第でございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、議第3号 富士山南東消防組合の育児休業等に関する条例案について質問いたします。

1点ですが、男性の育児休暇取得の環境について、そして、この男性育児休暇の取得の実績が

あるかどうか、この点について伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいま御質問の男性の育児休暇取得の環境についての御質問でございます。平成28年度におきましては、派遣もと市町の条例に基づき、育児休業を取得した職員はありませんでした。しかしながら、次世代育成支援を進めていく上でも、育児を行う職員の業務と家庭との両立をより一層推進することが必要であると考えております。平成28年度においては、構成市町である裾野市及び長泉町が主催いたします、管理職を対象といたしました職場でともに働く部下、スタッフの仕事と生活の両立を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる管理職を目指した全2回にわたります、イクボスセミナーに消防本部、消防署から延べ13名の管理職の職員が受講参加しております。

いずれにいたしましても、消防業務は出動編成等があり、厳しい状況にもありますが、職員の育児休業取得ができるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第3号についての質疑を終わります。

次に、議第4号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例案について、2点をお伺いをいたします。

1点目は、今回8級の給与条例案が示されたわけですが、従前、構成市町で使っている給料表が違うことから、これらの調整等について検討がされてきたわけですが、これの調整協議の結果がどんなふうになったのか、まずこの点について1点お伺いをします。

それから2点目は、職階別の人員枠ということで、それぞれのこの給料表の別表では、等級別の基準表等はあるわけですが、職階別の人員枠、この辺がどうなっているのか。この2点についてお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいま柏木議員からの御質問の給与調整協議の検討結果はについての御質問でございます。まず、消防組合における消防職員の使用する給料表でございますが、三

島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会において、三島市給料表と同様の給料表を使用することで協議が調っております。このため消防組合が使用します給料表は8級制となりますので、裾野市が使用している7級制及び長泉町が使用しております6級制からそれぞれ移行する作業がございます。給料表を移行する際、それぞれ職員個々の補職などを含む級別職務分類に応じて、消防組合が使用する給料表に張りつけをすることとなりますが、職員個々の現状の給料に至る経緯、市町の中での職責、消防組合で新規に採用する職員との均衡等を踏まえ、その作業は消防組合において行わずに、各市町において実施することとなり、現在、裾野市、長泉町において張りつけ作業を行っていただいているところでございます。

次に、各種手当でございますが、富士山南東消防組合連絡調整会議の協議において、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当などは各市町の現状と国の基準等を照らし合わせ、また、消防業務に係る特殊勤務手当については、近隣消防本部、全国の同規模消防本部、また、近年広域化した消防組合等を参考にし、協議が調いましたので、本条例案とあわせて規則において規定していくところでございます。

次に、職階別の人員枠の定めについての御質問でございます。現在、消防組合では職階級別の人員枠の定めでございますが、消防組合においては定めがございません。しかしながら、3つの組織が広域化により一つとなったことから、今後、職員の定員管理等を含め、職務階級別の人員枠についても研究が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 給料のほうは、それぞれの市町で調整をしていただくということなものですから、その辺はひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それから、職階別の人員枠の関係ですが、現在のところないという御答弁をいただいたわけですが、私の調べてみますところによると、それぞれの市町が合体をしたということで、本来組織的にピラミッド型であるということが一番理想であると思うわけですが、今回のそれぞれの職階を見てみますと、非常にバランスの悪い、中間管理というのですかね、この辺の位置のところ非常に膨れ上がって、それで、俗に言う、要するに一番働くところの部分が小さくなってしまっているというような、非常にバランスの悪い現在職階にあるわけです。これは、職務遂行上の士気にも非常に影響することだと思っておりますから、ぜひこの辺のところは早急に、早急にと言ってもなかなか難しい部分もあるわけですが、進めていただきたいと、こんなふうに思います。所見をひとつお願いします。

○議長（土屋俊博君） 答弁願います。

風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいまの柏木議員の御質問ですが、職階の関係につきましては、議員おっしゃるとおりに中間層の層が非常に多い状況となっております。これにつきましては、消防組合といたしましても、そういう定めの研究、先ほども答弁させていただきましたが、する中

で、構成市町側のほうにも相談をかけながら、そういう部分では調整を図っていければというふうに考えております。できる限り理想の体系に近づけるように、努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。

以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第6号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第6号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第2号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決いたしました。

これより議第3号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 富士山南東消防組合職員の育児休業に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決いたしました。

これより議第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決いたしました。

これより議第5号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決いたしました。これより議第6号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議第7号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第11 議第7号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第7号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案についてであります。これは、静岡県市町総合事務組合への加入に伴い、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務は同組合が定める条例に基づき、同組合が行うこととなりますので、本消防組合が定めた条例は不要となることから、廃止するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第7号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議第8号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第12 議第8号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

[管理者 豊岡武士君登壇]

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第8号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、防火対象物の利用者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物、消防用設備等の状況の公表に関し必要な事項を追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋俊博君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第8号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第8号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第13 発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

本件について、全議員が発議者となっておりますので、提案理由の説明及び質疑を省略いたします。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより発議第1号 富士山南東消防組合議会
会議規則の一部を改正する規則案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決いたしました。
途中でございますが、ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時15分にしたいと思いま
すので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（土屋俊博君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第14 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁を含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は、議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

〔議員 堀江和雄君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は、消防職員の昇格試験など、今後の消防体制について伺います。

平成28年4月に三島市、裾野市、長泉町の消防事務の広域化がスタートしました。本年は、事
務組合加盟待ちなどにより、消防職員の皆様の身分は、市町からの派遣となりました。そのよう
な中、各市町で消防職員の昇格試験が行われたようですが、広域化後に市町で独自に昇格試験、
人事査定が実施されたことについて確認をいたします。

1点目、試験内容、そして受験者等人数、その結果について。2点目、試験後の昇格により、
今後の消防体制などへの影響は、不公平感はないのか。3点目に、平成28年4月の広域化後では、
職員の処遇に関する昇格試験などは一本化すべきではないのか、以上3点について伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） それでは、昇格試験につきます試験内容、受験者と人数、結果についての御質問でございますが、平成28年度から消防を広域化したわけですが、処遇面などの調整が済んでいなかったことから、消防職員は構成市町から消防組合への派遣としてまいりました。これにより今回の昇格試験につきましては、それぞれの構成市町で行われてまいりました。

三島市では、階級資格基準に基づき、その対象者に対して、人事評価を含む勤務評定、教養試験、面接試験を行っております。また、裾野市では昇格試験制度は行っておりませんので、級別資格基準に基づき、その対象者の人事評価を含む勤務評定を実施しております。長泉町では、級別資格基準に基づき、その対象者に対し昇格試験を実施しており、試験は階級により異なりますが、人事評価、面接試験、論文試験、教養試験を行っております。

いずれにいたしましても、昇格試験は構成各市町が対象者に個人宛て通知し実施しておりますことから、その受験者数、合格者数等について、消防組合としては把握をしていない状況にあります。しかしながら、結果につきましては、人事異動の兼ね合いもあり、結果については早々に御提供いただくこととしているところでございます。

続きまして、2点目の試験後の昇格により、今後の体制への影響、不公平感はないかについての御質問でございますが、構成市町の協議の中で、給料表は三島市給料表を使用することで協議が調い、裾野市、長泉町の職員であった者を三島市給料表に張りつけることとなります。その給料表の張りつけに関しては、現在、裾野市及び長泉町において、その職員の個々の補職などを含む級別分類の中で張りつけ作業を行っていただいているところでございます。したがって、その張りつけ作業が完了した中で、4月1日付の昇格及び給料表等について位置づけするものと考えております。

構成市町の級別職務分類が、三島市が8級制、裾野市が7級制、長泉町が6級制と、3つの級別職務分類を一つにすることから、個人差はあるものの、不利益になる職員はいないものと考えております。

なお、この点については、現在構成市町において職員説明会を開催するなど、職員の理解を得るよう努めているところでございます。

また、今後の体制への影響でございますが、消防は階級制により現場活動での指揮命令系統の統率を図っております。したがって、災害現場においては大きな影響はないものと考えております。

広域化後では昇格試験も一本化すべきではないかの御質問でございます。当然のことながら、消防組合の職員となることから、今後の昇任・昇格につきましては、消防組合において、試験制度も含め制度を統一してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ただいま3点について御返答いただきました。

まず1つ目の昨年4月に消防広域化した後に市町について、三島市、長泉町では昇格試験が行

われ、裾野市では特に試験はなく、人事評価を、勤務評定を行った、こういった内容がございました。これは、昨年ちょうど今の時分、広域化直前のときに、議会が開かれたときに、この処遇が決まっていなかったということに対して、多くの方が懸念を持っていたというふうに認識をします。そういう中で、当局については、8月をめどにこの処遇を改善をする、処遇を決めていくというお答えをいただきました。9月には柏木議員からもこの質問があり、やっと今回、この処遇の決定がなったというふうに理解をいたします。

そもそもこの広域化までにこの処遇の決定ができなかったために、この一本化の試験が行われた、こういうふうに理解をしますが、それでよかったのか。

また、広域化したにもかかわらず、この各市町で行われた。この行われたことの内容について、広域化の組合自体が把握をしていないというところについては、非常に疑問を持つところであります。そういう意味では、各市町がそれぞれ、身分が派遣の身分というところは理解をいたします。しかしながら、既に広域化としてスタートをしているという意味では、同じ線の中で評価をし、処遇をしていく、こういったことがないと、しっかりとした勤務評定に差が出てくるのではないかというふうに思います。そのところが非常に懸念をするところでありますが、そもそもこの試験、これに対して処遇面など、こういったところが決まっていなかったから、この一本化の試験がおくれてしまったのか、このあたりについて見解を伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいまの御質問でございますが、試験制度につきましては、やはり処遇面が統一されていなかったというのが1点ございます。また、各市町からの派遣という身分、こういうことを鑑みまして、今年度整備できなかったということも事実でございます。そのようなことから、29年度4月の試験制度を含めて、統一した形で今後進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 2点目について、この試験後の昇格により、今後の体制への影響、不公平感はないのか、これについて質問をしたいと思ひます。

今御答弁がありまして、三島市が8級制、裾野市が7級制、長泉町が6級制、こういったお話がございました。この3つの階級の職務が、そういう意味では、この4月以降一つになるというふうに理解をします。この中で、個人差はあるものの、不利益になる職員はいないと、こういうふうに断言をされておりますが、その一方で、職員の理解を得るように努めている、こういうふうにあるところ。そういう意味では、このそれぞれの市町によって、この査定が行われた、試験が行われた。こういうことによって、処遇に違いが出てくる、こういった懸念を持つ、疑問を持つ、こういった職員の方もいるのではないかと、こういうふうに思ひます。

また、最後に、災害現場においては、大きな影響はない。これは統率をされてやっているから大きな影響はない、こういうふうにおっしゃってられます。しかし、大きな影響が出ては困り

ますし、また、一人一人の職員の能力を最大限に発揮をしていただくというのがこの広域化の大きな目標の一つでもあるかと思いますが、このあたりについて再度見解を伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 今後の体制への影響についてでございますけれども、やはり消防職員につきましても、先ほども述べさせていただきましたが、指揮命令系統で階級での活動を行っております。そういうようなことから、影響的にはないものというふうに考えております。

また、職務分類につきましても、各市町において実施されていることは、先ほども説明させていただいたところでございますが、直近、または直近上位の張りつけということも含めて、職務分類の中で実施していただいているところでございますので、そういう部分については、まずは不利益等はないものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） まずは、今回行われた各市町での昇格試験、それから昇給、査定についての内容について、今、今後の消防職員の皆様の処遇、それから階級、位置づけ、こういったものに大きく影響していくのではないかというふうに思いますので、しっかりその辺は把握をしていただいて、公平感のある人事、査定ができるようにぜひお願いをしたいと思います。

また、今後についてはしっかりと昇格試験、昇給、こういったものについても一本化をして精度を高めていただきたい、こういうふうに要望いたします。

次に、消防の体制について伺います。

平成29年度の消防体制を2部制にすることは、現場の活動要員の確保など、理解をするところでありますが、指令センター、通信指令センターは、全ての事案に携わるという意味で、負担軽減が必要と考えますが、通信指令センターも2部制とした理由について伺います。

2点目に、先日の視察先、山口県の宇部・山陽小野田消防組合では、現場の体制は2部制、指令センターは3部制としているが、今後検討が必要ではないか。この2点について伺います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） それでは、お答えさせていただきます。

通信指令センターを2部制にする理由でございますが、まずは、現状の3部制となった理由について御説明をさせていただきます。現状の指令センターは、平成27年10月6日に2市1町の共同指令センターとしてスタートしたわけでありまして、それまでは沼津市及び清水町を含む3市2町で指令センターを共同運用してございまして、そこでの勤務体制は3部制となっております。そして、3市2町から現行の指令センターに移行するに当たりまして、勤務体制について、指令センター職員の意見も聞く中で、それまで3部制により円滑な指令業務が図られてきたことから、2市1町においても3部制を取り入れたものでございます。

そこで、来年度から職員の身分が組合職員へと移行するに当たりまして、指令センターの勤務体制を2部制とする理由でございますが、職員の処遇の統一のほかに、広域化の課題であった勤

務体制の統一を図る必要がございまして、これまで協議をしましてまいりました。その結果、現有の職員数で効率的な出動体制を維持すること、また、公平な勤務条件等を考慮いたしますと、2部制がふさわしいとの意見で一致をいたしました。これによりまして、指令センターにおきましても2部制にすることで、消防署所との密接な連携の確保や円滑な厚生休暇の取得が期待できますことから、実施するものでございます。

続きまして、通信指令センターの3部制としているが、検討が必要ではないかというような御質問でございますが、通信指令センターは、出動隊に対しまして、出動指令、情報伝達という重要な役割がございまして、出動各隊とは密接な関係がございまして。そのことから、消防署所の勤務体制と合わせ、2部制としたものでございます。

1月、皆様が視察をされました宇部・山陽小野田消防局では、通信指令センター員の教育強化、専門性の向上を目指し3部制にしたと聞いております。3部制では当直構成が固定をされ、業務の専従化ができ、また、勤務形態から3週間に1日の当直をしない勤務日を設け、研修、教育に充てるなどの利点もございまして、その体制を維持するためには、2部制に比較しますと若干多くの人員が必要となります。一方、2部制の場合、交代で週休日を設けることとなりますので、当直構成は固定されませんが、3部制に比較し若干少ない人員で出動隊等の当直体制が編制できます。

通信指令センターにおきましても、署所の人員同様、さきの理由とあわせまして2部制とし、適切な通信業務が行えるものと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 2部制にした理由について伺いました。

この私たちが視察に行かせていただいた宇部・山陽小野田消防局についてのこの3部制の意義についても言及をしていただきました。この3部制については、当直構成が固定をされ、業務の専従化ができ、勤務形態から3週間に1日の当直をしない勤務日を設け、その勤務日を研修、教育に充てる利点があると、こういったお話もございました。

一方で、この富士山南東消防組合については、現有の職員数で効率的な出動体制、これは非常に大事なところであるかと思いますが、このある意味、今の人数だから2部制の選択肢が最適であると、こういった答えともうかがえます。これは、先ほどからの消防職員の適切な配置、これについても非常に言及があります。これは、市町との財政上の折衝もあるかと思いますが、この富士山南東消防本部、今後、今年度については、29年度についてはこの2部制でスタートする、ここは了解をするところではありますが、今後のさまざまな、現在も中心市町、例えば北分遣所、非常に今は出動する回数が増えている、このようにも伺っております。これは、恐らくこの2市1町が広域化をすることによって、中心的な位置に所属するところに、このシステムが非常に中心的な分遣所を選択する場合は非常に多くなるのではないかと、こういったことも懸念されます。

一方で、この中心市町から外れた署所については、以前よりも出動回数が減っていくのではな

いか、こういった懸念もございます。こういう意味では、職員の方の出動する回数、こういった経験、こういったことも踏まえますと、職員のそこの分遣所の人数のあり方、構成の仕方、こういったことも考えていく必要があるのではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

消防本部におきましては、現在、毎月実施いたしております総合調整会議や課長副署長会議等における協議、また、消防職員で構成されます消防職員委員会などを通じまして、職員からの意見も取り入れ、業務の改善等を行っているところでございます。今後も引き続き、取り入れるべきことは取り入れ、検討しながら、よりよい組織体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） では、次の質問にいきます。

平成29年度の消防職員の採用人数について伺います。

当初退職者8名プラス4名の12名を採用というふうに私たち議員は考えました。結果、新年度については10名採用というふうに伺いました。この広域消防運営計画にも、現場署所では乗り換え運用などによる人員不足、現場要員の不足を採用計画を立てて整備していくというふうにあります。そもそもこの無理な計画であったのか、この点について伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） それでは、堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、職員の条例定数につきましては252名、実員は247名でございしますが、今年度に限り、消防防災航空隊への職員派遣を三島市からの派遣として、実員に含まれておりませんので、現状では定数に4人満たない状況にあります。消防の広域化へ向け御提示させていただきました広域消防運営計画におきまして、三島市、裾野市及び長泉町の市町境に建設を予定する新署所へ配備する消防車両及び三島署中郷分遣所の建て替えを行い、救急車を配備することを計画しておりますが、そのためには相応の職員が必要であります。

このようなことから、まずは職員数を条例定数として、職場環境の改善を図りたいため、今年度退職する8名と定数に足りない4名を合わせた12名の採用を予定し、議員の皆様及び構成市町当局に御説明してまいりましたが、新規採用試験及び平成29年度当初予算要求の事務を進めていく中で、広域化当初からの実員の増は見合わせるべきとの判断に至りました。

しかしながら、県内の消防広域化の進展による消防本部の減少並びに当消防本部の規模などから、通年的に外部の関係機関へ職員の派遣が求められていますことから、平成29年度から派遣します消防防災航空隊及び平成30年度から派遣します消防学校教官の2名分と退職者8名の合わせた10名としたものでございします。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 広域化当初からの実員の増は見合わせるべき、これは結果的にそういうふうになったというふうにかがえます。そういう意味では、この先ほどの広域消防運営計画の中にも、財政計画もありましたが、その中に採用計画も策定をして、しっかり行っていく、こういった意向もございました。しかし、採用計画については、具体的に私どもまだ目にしておりませんし、また、今この採用計画をしっかり、今の中で、この消防組合として、どの人員をどのように配置することが一番最適なのかということをもと洗い出しをしていただいて、そしてその上で実現可能な人員がどこにあるのか、こういったことをしっかりやっていく必要があるのではないかと、このように思います。

私たち議員は、3年間の中で、皆様からこの消防広域化について、しっかりその広域化のメリットを最大限発揮していくためのこの議場でありますので、この広域化のための人員採用計画もしっかりつくっていただいて、その上でどこまで実現可能なのかというところをまた次の課題としてしっかりやっていきたいと、このように思いますが、この採用計画について伺います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 採用計画の御質問ですが、平成29年度から消防組合の身分替えもあり、一つの組織となりますことから、今後協議調整を図りながら、定員管理を含めながら十分検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） よろしく申し上げます。

次に、AED設置の取り組みについて伺います。

三島市では、あんしんAEDステーション24設置事業として、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、AEDは市で購入して設置場所をお借りする、不測の事態に誰でもAEDを利用して対処できるようにするようしております。これは、公共施設に置かれたAEDについては、土日・夜間の使用というのが非常に難しいという中で、24時間市民の皆様が利用する、こういった場所にもAEDを設置をして不測の事態に備える、こういった事業を行っているわけではありますが、消防広域化をした今、この広域化全体に同様の環境を整備していくことが救急業務の現場に必要なものである、このように考えますが、見解を伺います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） AEDの設置に関します取り組みについての御質問に対してお答えさせていただきます。

24時間営業いたします店舗へのAED設置促進につきましては、平成28年度から市町の施策でございます。例えば三島市では健康づくり課が所管をしております。消防本部といたしましては、今後も救命講習等を通じまして、AEDを一般の方がちゅうちょなく迅速に取り扱うことができますよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） これはAEDの所管については、各市町によって所管が違う、これも理解をしています。三島市では健康づくり課、裾野市では、各AEDの設置場所によって所管が違う、このようなお話も伺いました。そのような中で、ここには全ての三島市の管理者、裾野市、長泉町の副管理者の皆様もいらっしゃる中で、市町の議員の皆様もこのことを現状認識をしていただいて、少しでも早くこういった体制が共有できるように、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後、消防長のリーダーシップについてお聞かせください。

任期は3年と理解をいたします。就任から10カ月、間もなく2年目となりますが、1年目の取り組み、そして課題、そして、大事な2年目となる平成29年度、何に注力をしていかれるのか。そして、250名の陣容である富士山南東消防本部をどのような本部を目指していかれるのか、この2市1町の市民、町民の皆様に対して、このビジョンをお示ししていただければと思います。

○議長（土屋俊博君） 齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） まず1年目の取り組みと課題でございますが、消防行政は住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的かつ重要なサービスでございます。市町の消防本部から広域消防へ移行するに当たりまして、直接的な住民サービスとなる119番等の災害通報受信業務や各種災害現場への消防隊、救急隊等の出動体制、これらが強化されることはあっても、決して低下することのないよう、スムーズに移行することをまずもって取り組んでまいりました。

また、広域化の効果をいち早く住民の皆様に戻元できるよう、広域化当初から行政区域を超えての出動を積極的に行うとともに、三島署、裾野署及び長泉署、3署合同の訓練を重ね、各消防本部で培ってきた技術、知識、経験を共有、集結し、より強固な消防体制が図られるよう進めてきたところでございます。職員に対しましては、縦横の連携を強化し、意思を一つにして消防行政に取り組み、組織体制の強化を図るべく指示してまいりました。

そのような取り組みをしている中で課題でございますが、ハード面では、共同運用仕様となっていた通信指令システムですが、こちらは1消防本部仕様への改修が本年5月末に終わる予定でございます。ソフト面として、人材教育でございますが、現在のところ、人事給与事務、法制執務、会計・契約事務などについて、構成各市町から行政系職員の派遣をいただき、一部事務組合としての骨格となる業務を執行しているところでございます。今後は、職員の人事異動、あるいは消防組合と市町間での人事交流等を模索するなど、これら消防業務以外についても人材教育を図りたいというふうに考えております。

そして、2年目の取り組みでございますが、既に通信指令センターを含めた消防本部職員につきましては、職員の処遇が整っていなかったものの、旧消防本部職員が混在して業務執行に当たっております。職員同士がそれぞれの消防本部での経験を活かし、お互いを補完し、専門性が高まるなど、職員の資質の向上が見られ、人事面においても広域化の効果があらわれているところ

でございます。

本定例会におきまして、各種手当などの職員の処遇の統一に御理解いただきましたことから、平成29年度は職員の交流を深め、各消防本部で培った技術、知識、経験を共有、集結し、組織力がより強固なものとなるよう、職員の育成、教育に取り組んでまいります。

最後に、富士山南東消防本部の目指すところでございますが、近年、少子高齢化の進行、人口減少社会への突入、社会経済のグローバル化の進展など、大きな変革期を迎えており、地方財政の状況は、生産年齢人口の減少など、市町税収入の増加が容易に期待できない状況が想定されます。このような中、消防組合は、構成市町からの負担金を主な財源として消防行政を運営していることから、重要度、緊急度の高い事業等に限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的かつ効果的な行政運営をしていく必要があります。このためこれら消防組合を取り巻く環境に配慮しつつ、消防行政を総合的かつ計画的に進め、火災はもとより自然災害等からも住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を全うするため、みずから先頭に立ち、職員一丸となって消防力の強化を図り、管内20万余の住民の皆様全てから信頼される消防本部を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 齋藤消防長のこの新年度のリーダーシップに期待をしたいというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（土屋俊博君） 以上で1番 堀江和雄君の発言を打ち切ります。

以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（土屋俊博君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

[管理者 豊岡武士君登壇]

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 平成29年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

今定例会では、本年4月1日より、各市町からの派遣から組合職員に身分が切り替わるという中で、職員の給与にかかわる非常に重要な条例案等を提出させていただきましたが、議案審議につきましても、それぞれ原案どおり可決、承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

富士山南東消防本部も4月に運用開始して間もなく1年が経過いたしますが、引き続き地域住民の安全安心を守るため、職員の連携を密にしてさらに邁進していく所存でありますので、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、御健勝にて、ますます御活躍されますよう、心より御祈念申し上げます、消防組合議会2月定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋俊博君） これをもちまして平成29年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条の規定により署名する

平成29年2月7日

議 長 土 屋 俊 博

署 名 議 員 土 屋 誠

署 名 議 員 下 山 一 美